

[事案 2019-140] 通院特約遡及付加等請求

・令和2年1月31日 裁定終了

<事案の概要>

通院保障特約を遡及して付加すること等を求めて、申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成21年5月に、入院および通院の保障がついているものという条件で契約した医療保険を、平成28年8月に本契約に変換した。その際、募集人に対し、「通院はついているよね?」と確認したところ「ついてる、ついてる」と言っていたにもかかわらず、通院が保障されない契約だったので、平成29年に販売開始された通院保障特約が、その販売開始時点から本契約に付加されていたことにしてほしい。また、付加された時点から現時点までの保険料を支払うので、給付対象の通院給付金があれば支払ってほしい。

もしくは、変換手続の際、募集人から、入院給付金についての説明、給付内容が変わるという説明がなかったことから、変換を無効として、変換前契約に戻してほしい。また、変換前契約に基づき給付対象の入院給付金があれば支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人、募集人双方への個別事情確認及び三者面談を実施して募集状況等について事実確認を行ったが、不適切な募集行為は確認されなかった。また、調査等において双方の主張は相反しており、申立人の主張する事実関係の特定もできなかった。
- (2) 申立人が契約した平成21年5月および平成28年8月時点では、当社は通院保障特約を販売していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時及び本件変換手続時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、通院保障特約をその販売時に遡って付加する義務が保険会社にあると認める法的根拠を見出すことはできないこと、募集人に不適切な募集行為があったとは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。